



# ネットの青少年保護についての 国際動向

---

2008年5月1日

CPSR/Japan 崎山伸夫



# 「青少年有害情報」の候補

---

- 高市法案のターゲット
  - 性表現
  - 暴力表現
  - 犯罪誘発表現
  - 自傷誘発表現
  - いじめ
  - 家出に伴う被害誘発表現
- 世界的に対象にされやすいのは性表現



# 「有害情報」は「有害」か？

---

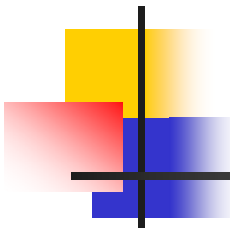
- 因果関係がはっきりしない
- そもそもどういう結果が「有害」か？
- 何が該当するのか？



# 「青少年保護」の制度

---

- 「有害情報」規制に留まらない
- 直接の被害を防ぐもの
  - 児童買春・児童ポルノ禁止
- 被害を未然に防ぐもの
  - 児童を誘引する行為を処罰するもの
- 潜在的加害者をあぶりだすもの
  - 児童ポルノ処罰(の一部)
- 未熟な判断能力を保護するもの
  - プライバシー保護



# 他国の制度をみるのに 考慮が必要なこと

---

- 法制度全体の違い
- 文化的差異



# アメリカの場合

---

## ■ 有害情報規制

- Communications Decency Act (1996)
  - 重要な一部が1997年に違憲無効確定
  - 2003年改正で違憲部分の除去
- Child Online Protection Act (1998)
  - 1999年に控訴審違憲判決で執行停止
    - 最高裁→差し戻し控訴審
    - 2004年最高裁違憲判決で執行停止継続(+再審許可)
  - 2006年連邦地裁で恒久的違憲判決
    - 現在は控訴審の段階
- Child Internet Protection Act (2000)
  - いったん違憲判決が出たが2004年に最高裁で合憲判決



# CDA違憲判決のポイント

---

- 「下品な」(indecent, patently offensive) 通信を18歳未満に対して行うことを禁止した部分が修正1条違反
  - 親の選択を認めていない
  - 商業的な通信に限定されていない
  - 定義が広範



# COPAとCDA違憲部分の違い

---

- World Wide Web 限定
- 商用目的限定
- 未成年を「17歳未満」に
- 「未成年に有害」の限定的定義



# COPAでの有害情報の定義

---

- Miller テスト(わいせつ罪での定義)の青少年版
  - **(A)** the average person, applying contemporary community standards, would find, taking the material as a whole **and with respect to minors**, is designed to appeal to, or is designed to pander to, the prurient interest;
  - **(B)** depicts, describes, or represents, in a manner patently offensive **with respect to minors**, an actual or simulated sexual act or sexual contact, an actual or simulated normal or perverted sexual act, or a lewd exhibition of the genitals or post-pubescent female breast; and
  - **(C)** taken as a whole, lacks serious literary, artistic, political, or scientific value **for minors**.



# COPA違憲判決のポイント

---

- CDAと違って定義は問題となっていない
- LRA (less restrictive alternatives) 基準の適用
  - フィルタリングの振興が完璧でなくても有効
  - フィルタリングは国外サイトにも有効
  - フィルタリングは成人が制限を受けない
  - フィルタリングは完全ではないがそれは問題ではない(比較の問題だから)

# COPA再審地裁判決の ポイント(1)



- 立法目的に見合った狭い立法ではない
  - 商用ポルノ業者以外にもターゲットとされている
  - 「わいせつ」より広範
  - 実質的に外国サイトに適用できない部分はむしろ狭すぎる
  - 年齢確認システムの要求は、有効に機能しないし合法的言論に対して重荷
- LRA基準の適用
  - フィルタリングのほうが制限が少ない
  - フィルタリングのほうが効率的

# COPA再審地裁判決の ポイント(2)

- 曖昧で広範
  - 商用ポルノ業者以外もターゲット
    - 利益を主要目的にしたサイトだけではなくて広告掲載サイトや間接的に利益を得るサイトにまで適用される
  - 16歳以下を一律に扱うことの曖昧さ
    - 対面販売の書店などではだいたいの年齢は分かるし身分証明も求められる
    - ネットの特質で従来の判例は適用できない
    - 16歳にとって適切でも8歳にとって適切でなければ処罰対象になる恐れ
  - “as a whole”の曖昧さ
    - 本や雑誌なら「全体として」の判断は容易だが、ハイパーリンクのWebの世界では難しい



# CIPA合憲判決のポイント

---

- フィルタリングは問題がいろいろあるが...
- CIPAは特定の補助金を受け取る学校や図書館にフィルタリングを義務づけるに留まる
  - 補助金を返上してフィルタリングしない図書館はある
  - 情報発信者を規制しない
  - 家庭を規制するものでもない
- 図書館の成人顧客は要求すればフィルタリングの影響を受けない
  - ブロックの解除
  - フィルタリングの無効化
- 成人が要求するときに理由を提示する必要はないという限定解釈を追加
  - 図書館がAUPを提示すればそれでよい



# Children's Online Privacy Protection Act

---

- 13歳未満の子どものオンラインでの個人情報収集についての規制
  - 商用Webサイトに適用
  - プライバシーポリシーの提示
  - 個人情報提供についての保護者の同意取得義務
  - 子どものプライバシーと安全の保護の義務
    - 13歳未満へのマーケティングの規制を含む
- 主務官庁はFTC(FCCではない)
  - セーフハーバープログラムあり(TRUSTeなど参加)



# Protection of Children from Sexual Predators Act of 1998

---

- 児童ポルノ関連の規制強化多数、その他
- 連邦法の管轄内(州間通信を含む)で
  - 16歳未満の他人の個人情報をもとにして性的関係誘引等の目的で送信することを罰する
  - 18歳未満の人物をもとにして売春や他の性的活動に誘引等することを罰する
  - 16歳未満の他人に対してそれと知ってわいせつ物を送信することを罰する



# 最近のSNSの問題

---

- MySpaceに代表される子どもが多いSNS
  - 性犯罪者が子どもを誘惑
  - 起きている問題は日本のプロフや携帯サイトとほとんど平行
  - 2004年ぐらいから問題になりはじめて2006年に規制議論が沸騰

# Deleting Online Predators Act of 2006



- 学校や図書館でSNSやチャットルーム禁止
  - CIPA同様の補助金によるアプローチ
- 下院をあっさり通過→問題がありすぎて上院で審議未了廃案
- 2007年会期に再チャレンジがあったが消えた
- 州法レベルでは同様のものが通った州もある



# Electronic Security and Targeting of Online Predators Act (e-STOP)

---

- ニューヨーク州法(案)
- 性犯罪者登録リストに掲載されている人物をSNSから排除
- MySpaceなどからの賛同を得る
- 2008年1月末に提案。4月25日に両院通過



# アメリカの問題点

---

- 議員立法で安易に問題のある法案が通りやすい
  - でも、裁判で執行停止が比較的容易というバランス
- 1980年代から続く宗教右翼の影響力の強さ
  - とくにブッシュ政権
  - 子どもが性に関心を持つことの徹底的な否定で過剰規制がエスカレートしている
    - 子どもも数多く処罰されている
  - 子どもと「家族の価値」を守ることを口実とした成人対象の表現に対する規制のエスカレート



# イギリスの制度(1)

---

- 従来メディアからの規制
  - Obscene Publications Act of 1959
  - 対象物の「効果」が基準
  - 受容される環境・文脈に依存した判断
    - 青少年にアクセスしやすいものは厳しく判定される
- 映像メディアはBBFC(British Board of Film Classification)によるレイティング
- 暴力ポルノなどの単純所持規制を含む法案が審議中
  - 子どもに見えるマンガのポルノを規制する立法は見送られた



## イギリスの制度(2)

---

- ネットについては児童ポルノフィルタリング自主規制
  - Internet Watch Foundation のリストを利用
  - BTのCleanfeed(2004～)が最初で有名
  - 他のISPも同様のシステムを導入
  - 北欧諸国も類似のシステムを導入
    - 透明性が課題
      - フィンランドでのDNSフィルタリングで overblockingを指摘したサイトがブラックリスト入りして警察の取調べを受けた
    - ギャンブルサイトの規制への拡大への動きがある



# ドイツの制度

---

## ■ 連邦刑法

- ポルノを18歳未満にアクセス可能にすることが犯罪
  - でもポルノの定義は比較的狭い
- 14歳未満が性的同意年齢
  - 16歳未満は一定の制限がある
  - 誘引や未遂も犯罪
  - 児童ポルノも同じ線引き
  - 児童買春は18歳未満
- 法改正議論
  - EUガイドラインにあわせた性的同意年齢を含む年齢引き上げが反対が多くて頓挫(2007年12月)
  - アメリカで少年少女が罰せられていることが特に問題に



# ヨーロッパの自主規制

---

- 政府と自主規制機関の共同での規制が多い
  - 総務省のインターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会(第6回)資料など参照
    - [http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/internet\\_illegal/pdf/080425\\_2\\_si3.pdf](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_illegal/pdf/080425_2_si3.pdf)



# ヨーロッパでの自主規制の原点

---

- Internet Content Summit
  - ドイツのミュンヘンで1999年に開催
  - Layered Cake モデルの提案
    - 法執行とレイティングの標準化の組み合わせ
  - フレームワークの変換
    - 法規制の代替としての任意的フィルタリング  
→法規制と補完しあう、より効果的なフィルタリング
  - 表現の自由の立場からの大きな反発
- 法執行部分はホットラインとして稼動
- レイティングが憂慮されていたほど過酷にもならず過度な普及もしていないように見える
- 日本のホットラインもこの流れを受けたもの



# まとめ

---

- アメリカでは問題がたくさん起きて、法律・法案もどんどん作られるけど、修正1条は強い。悪い大人を排除するアプローチが進んでいる
- ヨーロッパは、もともと規制がある程度あるけど、ネットについては児童ポルノ以外は自主規制アプローチが強い
- EUとしての規制強化の動きについて、自国の文化を尊重する立場からの抵抗が国によっては強い



# 参考サイト(1)

---

## ■ アメリカ

- 連邦法典 <http://www.law.cornell.edu/uscode/>
- DOPA <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c109:H.R.5319:>
- e-STOP <http://assembly.state.ny.us/leg/?bn=S06875A>

## ■ イギリス

- UK Statute Law Database  
<http://www.statutelaw.gov.uk/Home.aspx>
- Criminal Justice and Immigration Bill 2006-07 to 2007-08  
<http://services.parliament.uk/bills/2007-08/criminaljusticeandimmigration.html>



## 参考サイト(2)

---

- ドイツ

- 連邦刑法典 <http://www.gesetze-im-internet.de/stgb/index.html>
- “Germany Shelves Tougher Sex Crime Legislation”, Spiegel Online International Edition, Dec. 12, 2007  
<http://www.spiegel.de/international/germany/0,1518,522783,00.html>

- Internet Content Summit

- 主催者側関連サイト <http://www.bertelsmann-stiftung.de/internetcontent/>
- Global Internet Liberty Campaign 共同声明  
<http://www.gilc.org/speech/ratings/gilc-munich.html>



## 参考文献

---

- *Global Perspectives on Social Issues: Pornography*, Richard Procida and Rita J. Simon, 2003
- *Access Denied – The Practice and Policy of Global Internet Filtering*, ed. Ronald Deibert, et al, 2008
- *Not in Front of the Children – “Indecency,” Censorship, and the Innocence of Youth*, Marjorie Heins, 2001
- 青少年に有害！ - 子どもの「性」に怯える社会, ジュディス・レヴァイン, 2004 (原題 *Harmful to Minors*, Judith Levine, 2002)
- ポルノグラフィ防衛論, ナディーン・ストロッセン, 2007 (原題 *Defending Pornography: free speech, sex, and the fight for women’s rights*, Nadine Strossen, 2000)
- *America’s War on Sex: the Attack on Law, Lust, and Liberty*, Marty Klein, 2006